

お役立ちガイド 他機関からのお知らせ

シニア対象パソコン教室 5月受講者募集

- ①パソコンの始め方と入力
時 1日(金)午後1時～4時
¥無料/申 4月21日(火)まで
 - ②パソコン入門講座(全4回)
時 8・15・22・29日(金)の午前
¥6,000円/申 4月24日(金)まで
 - ③ワード初級講座(全4回)
時 7日(木)、12・19・26日(火)の午前
¥6,000円/申 4月24日(金)まで
 - ④エクセル初級講座(全4回)
時 7日(木)、12・19・26日(火)の午後
¥6,000円/申 4月24日(金)まで
 - ⑤パソコンの楽しい活用講座(全4回)
ご自分のパソコンでも受講可。詳細は資料をご請求ください。
時 8・15・22・29日(金)の午後
¥1回1,500円(過年に当教室の講座を受講した方は1回無料)
- 共通事項
時 午前：9時30分～正午
午後：1時30分～4時
場 シルバー人材センター東伏見教室
対 ①②以外は文字入力のできる方
定 各10人(申込多数の場合は抽選)
申 往復はがきで、希望講座名・受講日・住所・氏名・年齢・電話番号を明記し問へ
※受講料はテキスト代込み
問 西東京市シルバー人材センター(〒202-0013中町1-6-8 保谷東分庁舎・☎042-425-6611)

市民公開講座 大人のための食育～普段の食事を見直してみませんか？～

時 4月25日(土)午後2時～3時
定 60人(先着順)
※当日、直接会場へ
場・問 西東京中央総合病院(芝久保町2-4-19・☎042-464-1511)

市民公開講座

時 4月25日(土)午後3時～4時
内 花粉症について
定 50人(先着順)
※当日、直接会場へ
場・問 佐々総合病院(田無町4-24-15・☎042-461-1535)

家族で出場！ 火事現場に急行せよ！

子ども用の電動消防車を運転して、仮想の火災現場へ出場します。保護者の方と一緒に楽しみながら、初期消火体験を行います。
時 5月3日(祝)～5日(祝)午前10時～11時
対 12歳以下のお子さんと家族
定 各回10組
申 電話で問へ
場・問 立川防災館(立川市泉町1156-1・☎042-521-1119)

中小企業事業資金融資あっせん制度

◆中小企業事業資金融資あっせん制度

内 中小企業者および農業経営者への事業資金の融資あっせん

□要件 ①同一事業を市内で1年以上継続して営業している個人または法人
※個人は住所と事業所が、法人は本店または支店が市内に1年以上あること
②資金の限度額[※](表1参照)

◆特別対策運転資金融資あっせん制度～申込期間を延長～

内 昨年と比較して売上高が減少している中小企業者および農業経営者への無利子の運転資金の融資あっせん

□要件 ①同一事業を市内で1年以上継続して営業している個人または法人
※個人は住所と事業所が、法人は本店または支店が市内に1年以上あること
②最近3カ月間の月平均売上額または最近1年間の売上額が、昨年の同期に比べ3%以上減少していること
③資金の限度額[※](表2参照)

◆創業資金融資あっせん制度

内 市内で新たに創業することで中小企業者に該当することとなる方、創業から1年未満の市内中小企業者への創

業資金の融資あっせん

□要件 ●新たに創業する場合
①個人…市内に住所があり市内に事業所を置くこと 法人…市内に本店または支店などを設立すること
②事業開始に必要な資格や許認可などを債務保証が得られる前に取得していること
③事前に西東京創業支援・経営革新相談センターにおいて経営診断を受けて創業計画書を作成していること
④資金の限度額[※](表1参照)

●創業から1年未満の場合
①個人は住所と事業所が、法人は本店または支店などが市内にあること
②事前に西東京創業支援・経営革新相談センターにおいて経営診断を受けて創業計画書を作成していること
③資金の限度額[※](表1参照)

□申込書類 産業振興課(保谷庁舎3階)・取扱金融機関で配布
※市HPからもダウンロード可
申 平成28年3月31日までに、提出書類を産業振興課まで持参
◆産業振興課(☎042-438-4041)

表1 中小企業事業資金融資あっせん制度・創業資金融資あっせん制度

資金区分	運転資金	設備資金 運転・設備併用
融資限度額	700万円	1,000万円
償還方法	元金均等月賦償還	
償還期間	5年以内 (据置6カ月以内)	7年以内 (据置6カ月以内)
融資利率	年1.975%	
利子補給率	年0.995%	
借受者負担率	年0.980%	

表2 特別対策運転資金融資あっせん制度

資金区分	運転資金
融資限度額	500万円
償還方法	元金均等月賦償還
償還期間	5年以内 (据置6カ月以内)
融資利率	年1.975%
利子補給率	年1.975%
借受者負担率	年0%

認定農業者の申請受付

西東京市農業振興計画に基づき、市内で農業を営んでいる方を市や関係機関が支援します。現在、48人の認定農業者が、市の農業の担い手の中核として営農しています。

□説明会
時 5月14日(土)午後6時30分
場 保谷庁舎1階
□申請・認定
経営改善の方向や経営規模の拡大に関する目標・生産方式・経営管理の合理化などについてまとめた5年間の「農

業経営改善計画」を作成し、市に申請します。市の審査後、認定を受けることができます。

□認定後の支援
認定農業者になると次のような支援が受けられます。
①低金利の融資 ②経営改善に必要な研修への参加 ③経営相談 ④農業者年金保険料の助成 ⑤市補助金の限度額の上乗せなど
◆産業振興課(☎042-438-4044)

消費生活相談

Q&A



一向に減らない架空請求

Q スマートフォンに「アダルト動画サイトの登録料が未納になっている。覚えがない場合でも至急連絡するように」とメールが届いた。全く覚えがないものの、指定された電話番号に連絡すると「確かに登録になっている、今日中に支払えば、9万9,800円で済むが、明日以降は23万8,000円になる」と言われた。支払わなければならないか。

A 利用した覚えのない登録料であれば支払わず、これ以上相手に連絡しないように、また今後このような

メールが届いても相手に連絡しないよう助言しました。

このような相談は毎日のように寄せられています。中には請求された金額を支払ってしまったり、一度だけでなく相手から請求されるままに次々と支払ってしまったケースもあります。

一度支払ったお金を取り戻すのは非常に困難です。利用した覚えのない請求が届いた場合は、相手に連絡する前に消費者センターへご相談ください。

◆消費者センター
(☎042-425-4040)

無料市民相談

■一般市民相談

場所	日時
市民相談室 田・保	月～金曜日 午前8時30分～午後5時

■専門相談(予約制)

申 4月17日(金)午前8時30分から希望する庁舎の市民相談室へ直接または電話(★印は、4月3日から受付中)
※予約開始日は大変混み合いますので、ご了承ください。
問 田無庁舎2階市民相談室(☎042-460-9805)
保谷庁舎1階市民相談室(☎042-438-4000)

内容	場所	日時
法律相談	田	4月28日(火)、5月1日(金)・7日(木)・14日(土) 午前9時～正午 ※5月7日(木)は人権・身の上相談を兼ねる
	保	4月23日(木)は午前9時～正午で、人権・身の上相談を兼ねる ★4月21日(火)、5月12日(火)・13日(水) 午後1時30分～4時30分
人権・身の上相談	田	★5月 7日(木)
	保	★4月23日(木)
人権・身の上相談	田	★5月 7日(木)
	保	★4月23日(木)
人権・身の上相談	田	★5月 7日(木)
	保	★4月23日(木)
税務相談	田	4月24日(金)、5月 8日(金)
	保	5月 1日(金)
不動産相談	田	5月 7日(木)
	保	5月14日(木)
登記相談	田	5月14日(木)
	保	5月21日(木)
表示登記相談	田	5月14日(木)
	保	5月21日(木)
交通事故相談	田	5月13日(水)
	保	★4月22日(水)
年金・労災・雇用保険・人事一般相談	田	5月11日(月)
	保	5月11日(月)
行政相談	田	5月 7日(木)
	保	5月 7日(木)
相続・遺言・成年後見等 手続相談	田	★5月 8日(金)
	保	★5月 8日(金)